

2 介護給付費算定に係る届出の留意事項

- (1) 体制等（加算）に関する届出の提出の期限（平成30年4月から算定する場合）
平成30年4月2日（月）（必着）

※参考：通常の届出に係る取扱い

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問通所サービス ・ (介護予防)福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・ 16日以降になされた場合には翌々月から
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・ 夜間対応型訪問介護 ・ (介護予防)認知症対応型通所介護 ・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・ 地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・ 16日以降になされた場合には翌々月から

- (2) 既存の加算に関する届出留意事項

	サービス種類	変更点	取扱い
1	訪問看護	看護体制強化加算 ↓ <u>看護体制強化加算（Ⅰ）</u> 看護体制強化加算（Ⅱ） ※要件の実績期間 前 <u>3</u> 月間 ↓ 前 <u>6</u> 月間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>加算（Ⅰ）</u>」の算定を行うためには、<u>新たな加算の届出が必要。</u> ・ 現在の届出内容が「看護体制強化加算あり」で、新たな届出がない場合は「看護体制強化加算（Ⅱ）」とみなす。 <p>※要件の実績期間が「算定日が属する月の前<u>6</u>月間において」に変更しているため、加算（Ⅱ）を引き続き算定する場合も、再度要件を確認してください。</p>
2	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	「施設等の区分」 病院又は診療所 介護老人保健施設 ↓ 病院又は診療所 介護老人保健施設 <u>介護医療院</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>介護医療院</u>」で訪問リハビリテーション等を行う場合は、<u>新たな施設等の区分の届出が必要。</u>

3	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ） リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） ↓ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ） リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） <u>リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）</u> <u>リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）</u>	・「加算（Ⅲ）」又は「加算（Ⅳ）」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要。 ※要件が見直されているため、加算（Ⅰ）、加算（Ⅱ）を引き続き算定する場合も、再度要件を確認してください。
4	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	廃止	なし。

(3) 新たに創設された加算に関する届出留意事項

届出がない場合は、「なし・非該当・対応不可」とします。

※新たに創設された加算には、算定開始前の届出が必要なものと不要なものがあります。基準中に「都道府県知事に届け出た」事業所とある場合は、届出が必要となります。

国から正式に通知があり次第、体制等状況一覧表をHPに掲載しますので、届出が必要な加算を再度ご確認ください。

(4) 加算届出の掲載場所

居宅サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス

長崎市HP > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 介護報酬給付費算定に係る体制等届出について

地域密着型サービス

長崎市HP > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 加算の体制等届出について

介護予防・日常生活支援総合事業

長崎市HP > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業者の指定・届出 > 介護予防・日常生活支援総合事業者等の申請（届出）書様式